

報 第 6 号

専決処分の報告について

地方自治法第 180条第 1 項の規定により、工事請負契約金額の変更について別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 2 月 6 日提出

沼津市長 賴 重 秀 一

## 専決処分書

地方自治法第 180条第 1 項の規定により、令和 6 年10月15日議会の議決により指定された工事請負契約金額の変更について、次のとおり専決処分する。

令和 7 年12月26日

沼津市長 賴 重 秀 一

契約の目的 議第89号 沼津市立大岡中学校校舎建築主体工事  
(令和 6 年12月13日議決)

契約の金額 当 初 1, 298, 000, 000 円  
変更後 1, 305, 722, 000 円  
(当初議決より 7,722,000円増額 (0.59%増) )

変更の概要 杭工事の杭頭に合わせ新校舎の地盤面を掘り下げたことにより残土処分量が増加したこと及び電気設備工事等の配管ルートに合わせ梁貫通補強筋を追加で施工する必要が生じたことに伴い、契約の金額を変更するもの。

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和 6 年 11 月 22 日 提出

令和 6 年 12 月 13 日 原案可決  
沼津市長 賴 重 秀 一

1 契約の目的 沼津市立大岡中学校校舎建築主体工事

2 契約の方法 制限付き一般競争入札

3 契約の金額 1,298,000,000 円

4 契約の相手方 沼津市岡宮1250番地の6

大岡建設工業株式会社

代表取締役 内 野 聰